**条例一部改正（案）の概要**

**１　条例一部改正案の名称**

　　静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正（案）

**２　改正の趣旨**

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき、建築物に附置する駐車施設に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的としております。

近年においては市内の駐車場整備量が概ね充足したこと等から道路交通の円滑化が図られているところです。また、社会情勢の変化等による市内の駐車場利用実態も変化しつつあります。今回の改正は、市内の駐車需要の現状を鑑み、市街地の開発及び土地利用を促進させるため、一定規模以上の開発事業に対する駐車場設置義務の緩和を行おうとするものです。

**３　条例一部改正（案）の内容**

（１）特定用途(※)の建築物の場合、対象となる建築物の規模を延床面積1,000平方メートルを超えるものから、延床面積1,500平方メートルを超えるものへ引き上げる。（別表第４条関係）

（２）特定用途における駐車施設附置台数を延床面積150平方メートルごと１台から、延床面積300平方メートルごと１台へ引き上げる。（別表第４条関係）

（３）駐車施設附置の特例として、当該建築物の敷地からの隔地を認める距離をおおむね200メートル以内から、おおむね300メートル以内へ拡大する。（第９条関係）

　　　　　(※) 特定用途とは、ホテル、飲食店、店舗、事務所、病院、倉庫、工場、など、自動車の駐

車需要が高い用途であり、駐車場法施行令第18条に規定されるものを指します。

**４　施行期日（予定）**

　　令和６年４月１日（予定）